

廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱の改正について

平成26年3月28日

廃棄物指導課

1 趣旨

「廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱」において、廃棄物処理施設の設置等の許可申請に当たっては、事前協議及び廃棄物処理施設の構造基準や維持管理基準について定めているところであるが、申請者の負担の適正化を図るため、事前協議の添付書類の見直しを行った。

また、法令改正に伴う水質検査項目の追加等があったため、併せて変更を行った。

2 改正内容

(1) 事前協議手続の一部改正

【改正項目】

事前協議時に生活環境影響調査報告書の提出を義務付けているが、生活環境影響調査の計画書（方法書）提出に変更した。

【理由】

生活環境影響調査報告書は廃棄物処理法に基づく廃棄物処理施設の設置申請において提出が義務付けられており、法手続きの中で審査すべきものであることから事前協議段階においては調査項目や手法のみ把握することが適当であるため。

(2) 構造基準、維持管理基準における排水基準、分析項目の追加、変更

【改正項目】

- ・排水基準に 1, 4-ジオキサンを追加し、1, 1-ジクロロエチレンの基準値を変更した。
- ・廃棄物の含有量試験や溶出試験の分析項目に 1, 4-ジオキサンを追加し、1, 1-ジクロロエチレンの基準値を変更した。
- ・地下水の水質検査項目のシス-1, 2-ジクロロエチレンを 1, 2-ジクロロエチレンへ変更した。

【理由】

廃棄物処理法施行令の改正（平成25年3月）により、1, 4-ジオキサンが特別管理産業廃棄物に追加、1, 1-ジクロロエチレンの特別管理産業廃棄物の判定基準が変更されたことに伴い、最終処分場の放流水の排水基準等が変更されたため。

3 改正日

平成26年4月1日

